

福銀イオンカード特約

第1条(名称)

本カードは株式会社福島銀行(以下「福島銀行」といいます。)と株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」といいます。)が提携してキャッシュカード機能部分は福島銀行、クレジットカード機能部分はイオン銀行が発行するもので、福銀イオンカードと称します。

第2条(会員)

本カードは、福島銀行に普通預金(総合口座を含みます。)を有する方個人本人で、本特約および福銀イオンカード会員規約(以下「カード会員規約」といいます。)ならびにふくぎんキャッシュカード規定を承認のうえ福島銀行およびイオン銀行(以下「両行」といいます。)に入会申込みをされ、両行が認めた方を会員とします。

第3条(適用)

会員については、本規約に定めのない事項についてはカード会員規約によるものとし、本特約とカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

第4条(キャッシュカード機能)

- (1)本カードには、福島銀行の認定を受けた福島銀行の責任のもとに提供する福島銀行キャッシュカード機能を付与します。
- (2)会員は、福島銀行キャッシュカード機能部分については、優先的にふくぎんキャッシュカード規定が適用され、ふくぎんキャッシュカード規定に従うことを承諾します。
- (3)本カードの申込みをされる方は、福銀イオンカード発行依頼書の福島銀行への提出をイオン銀行に委託するものとし、

第5条(カード貸与の特例)

福島銀行に本カードを提出する場合を、カード会員規約第2条の例外とします。

第6条(支払口座の特例)

金融機関口座を福島銀行普通預金(総合口座を含みます。)に限るものとします。

第7条(会員情報の提供)

- (1)両行は、会員情報について会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとし、
- (2)会員は、両行が正当な事業活動に利用するため、会員の個人情報(申込み時に会員が記入する会員の属性等の情報をいいます。)、利用状況を提供することに同意します。

第8条(特約の変更)

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとし、

以上

(2020年8月1日現在)

規定のお渡しについて

福島銀行では、キャッシュカード規定等を福島銀行ホームページに掲載いたしております。

キャッシュカード規定等をご覧になりたいお客さまは、福島銀行ホームページをご参照ください。

〈福島銀行ホームページ〉

トップページの各種規定もしくは

https://www.fukushimabank.co.jp/kakushu_kitei/index.html
をご参照ください。

なお、書面による規定の交付を希望されるお客さまは、福島銀行本支店店頭へお申し出ください。

キャッシュカードのご利用上の注意

カードよりも磁気が強いものに近づけたり、接した状態で保管したりすると、カードの磁力が低下し、ご利用いただけなくなることがあります。

〈磁気が強いもの例〉

携帯電話・スマートフォン、スマホケースやバッグなどのマグネット（留め具）、パソコン、テレビ、ゲーム機器、音楽プレイヤー、イヤホン、IH調理器具 など

口座の売買は犯罪です！

- ・口座（通帳やキャッシュカード）を売買・譲渡する行為は犯罪です。刑事罰の対象となります。
- ・口座の売買・譲渡が判明した場合、口座の利用を停止または解約する場合があります。

 **福島銀行**